

議会運営上、留意いただきたいこと

令和 7 年 11 月 21 日

12 月定例会に臨むにあたり、以下の事項について、あらためてご留意いただきたい。

1 質問の際の通告外の内容に係る発言について

質問の際に、時候の挨拶など通告内容と直接関わりのない発言を行う議員がいるが、通告外の質問と誤認されることなどないように、簡潔に節度を持って行うこと。

- ・特に、通告外の質問と受け取られかねない時事問題や政策課題等に関する発言は慎むこと。

2 討論について

討論においては、賛成又は反対いずれかの通告に沿った内容で発言すること。

(参考)

- ・討論とは、議題となっている案件に対し、単に自己の賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させようと努めることにその意義があり、その内容は賛否いずれともつかない討論や条件付きの討論は認められないとされている。

3 議員の駐車について

会議開催日（本会議等）においては、議員用駐車場所として確保している県庁地下駐車場の所定区域内に駐車すること。